



# 景観まちづくり事業のご案内



1

## 赤瓦等を活かしたまちづくり事業補助金

赤瓦を使用する屋根工事に対する助成です。周辺環境との調和を重視し、地域の特徴に即した赤瓦のまち並み形成を図ります。

- 要件：**市内で行われる屋根工事を含む新築・増改築・大規模修繕（葺き替え等）。  
県内産赤瓦（島根県内において生産された瓦で赤系のもの）を使用すること。  
市内に本店・支店・営業所等を置く建築業者が施工者であること。  
市税の滞納がないこと。  
令和3年4月1日以降着工、令和4年3月31日までに完了（予定）の工事であること。
- 補助金額：**工事費×補助率 1/2（上限 10 万円）ただし、審査会による審査があります。  
※屋根工事に付随する工事で、まち並みに調和した外壁工事や外構工事、建物付随の設備機器等をまち並みに調和させるための目隠し工事などには加算があります。
- 申請期間：**令和4年1月31日(月)まで

2

## 地域の特色を活かしたまちづくり事業補助金

良好な景観の維持向上を目指した景観まちづくり活動を行う団体や個人に対して助成を行います。

- 対象：**各地域で団体や個人が行う景観まちづくり活動  
（例）○遊休農地でレンコンを栽培し、集落の環境美化・新たな景観を創出する活動  
○桜を蘇生し、地域資産として後世に伝える活動  
○絵画で今の益田を後世に伝える活動  
○地域独自の「マップ」を制作し、地域の魅力を広く伝える活動 など
- 要件：**個人や団体を問わず申請が可能。  
市内で景観まちづくり活動を行う方。  
他補助事業との併用不可。  
令和3年4月1日以降着手、令和4年3月31日までに完了（予定）の事業であること。
- 補助金額：**年間事業費×補助率 1/2（上限 10 万円）ただし、審査会による審査があります。
- 申請期間：**令和4年1月31日(月)まで

- 申請方法 所定の様式に事業計画書、必要図面等を添えて都市整備課に申請してください。  
様式は都市整備課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】 市都市整備課 ☎ 31-0352 ☎ 31-1480 ✉ toshi@city.masuda.lg.jp



## 「景観まちづくり寄附金」のお願い



益田市には、豊かな自然や歴史・文化を活かした特色ある景観が多く残されています。市では、これらの景観を次世代に伝えていくため、「景観まちづくり基金」を創設しています。

この基金は「市の拠出金」に加え、住民の方や企業等からの寄付金によって成り立つもので、市が実施する「景観まちづくり事業」によって地域へ還元されます。

市民の皆さんとともに、「益田らしい景観づくり」を進めていくために、「景観まちづくり寄附金」についてのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 市都市整備課 ☎ 31-0352 ☎ 31-1480 ✉ toshi@city.masuda.lg.jp